

第67回四日市市都市計画審議会

1. 開催日時 令和7年2月4日（火） 14：00～16：00

2. 開催場所 四日市市役所 11階 第1委員会室

3. 出席者

【委員】

（市議会議員委員）

後藤委員、笹岡委員、辻委員、樋口（博）委員、樋口（龍）委員、森委員

（学識経験者委員）

丸山委員、浅野委員、松本委員、豊田委員、佐々木委員、三重委員

（市民委員）

山路委員、藤田委員

【四日市市】

都市整備部 伴部長、伊藤（準）建設担当部長、伊藤（勝）理事、伊藤（利）次長

【事務局】

四日市市 都市整備部

都市計画課 鈴木課長、上島事業調整監

計画グループ 橋本グループリーダー

内山課付主幹、杉浦主幹、東技師

総務・まちづくりグループ 金子グループリーダー

後藤主幹、山本技師、山口技師

国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所

計画課 阿川事業対策官

4. 傍聴者 7名

5. 配布資料

- ・ 事項書
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 第 131 号議案 四日市都市計画道路 3・3・91 号北勢バイパスの変更について

【三重県決定】

- ・ 第 131 号議案の関連資料および説明資料
- ・ 第 132 号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（日永地区）について

【四日市市都市計画まちづくり条例第 22 条に基づく付議】

- ・ 第 132 号議案の関連資料および説明資料
- ・ その他報告事項
 - ① 四日市市都市計画マスタープラン全体構想、四日市市立地適正化計画の見直しについての説明資料
 - ② 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況についての説明資料
 - ③ 北勢バイパスの開通に伴うイベント等についての説明資料

6. 審議会の内容

- ・ 委員 15 名中、14 名出席 ⇒ 会議成立
- ・ 非公開に該当する内容はないため、会議公開 ⇒ 傍聴者 7 名
- ・ 議事録署名人の氏名⇒松本委員、山路委員

第131号議案 四日市都市計画道路3・3・91号北勢バイパスの変更について

【三重県決定】

《議案説明》

【事務局】

それでは、131号議案、四日市都市計画道路3・3・91号北勢バイパスの変更について、説明させていただきます。

この議案は、四日市都市計画区域に係る都市計画道路北勢バイパスについて、都市計画

決定事項の一部を変更するものです。

まずはじめに、都市計画の手続の流れについて説明いたします。

交通施設の道路に関する都市計画については、高速道路や国道、県道は都道府県が決定権者となり、その他の道路、市道は市が決定権者となります。

本議案は、国道に関する都市計画となりますので、三重県決定の都市計画となります。

三重県が定める都市計画の決定の可否につきましては、三重県都市計画審議会で審議され、その可否が判断されることとなります。

これに先立ち、赤く囲われた部分にありますように、都市計画の案に対する市の意見を、決定権者である三重県へ提出する必要があります。

この市の意見案について、当審議会へ諮問し、審議いただくものになります。

続きまして、北勢バイパスの概要について説明させていただきます。

こちらのスクリーンの図は、川越町から津市に至る沿岸部であり、方角は、向かって右側が北、左側が南となります。

北勢バイパスは、平成２年１２月に都市計画決定された道路で、起点を四日市市広永町、終点を鈴鹿市稲生町とした延長２４．２キロメートルの幹線道路です。

続きまして、四日市都市計画区域の概要図になります。

議案書では、４ページに概要図がございます。

都市計画道路北勢バイパスの四日市市分につきましては、四日市市の広永町から采女町まで、全区間延長で１７．３４キロメートルが計画決定されております。

次に、変更に至る経緯について説明いたします。

議案書は３ページに変更理由がございます。

国道１号北勢バイパスは、国道１号や国道２３号、内陸部の生活道路における交通量を分散することによって交通混雑の緩和を図るとともに、道路交通の安全を確保し、さらには内陸部の地域開発の促進を目指す幹線道路です。

今回の変更は、曾井町における国道４７７号バイパスから采女町における国道１号までの区間について、令和７年度以降の着実な事業推進に向け、最新の測量調査、地質調査等に基づく設計の見直しを実施した結果、道路幅員や一部構造形式などに変更が生じたため、区域の変更を行うものです。

続きまして、北勢バイパスの上位関連計画における位置づけについてです。

まず、三重県のマスタープランにおける位置づけですが、四日市都市計画区域マスター

プランでは、本区域における南北方向の軸であり、国道１号及び国道２３号の機能を強化する幹線道路に位置づけられております。

また、本市のマスタープランですが、四日市市都市計画マスタープラン全体構想において、南北方向の交通機能を強化する機能を持つ幹線道路として位置づけられております。

ここで、北勢バイパスの整備効果について説明いたします。

大きく３つの効果が挙げられます。

地域経済、社会活動の発展に寄与、通過交通の転換による現道の渋滞緩和、事故減少、災害に強い道路機能の確保の３つです。

まず、１つ目の整備効果です。

北勢バイパスの整備により、新たに南北幹線道路が構築されることで、内陸部の産業集積地と国際拠点港湾である四日市港へのアクセス向上、円滑な物流ネットワークが確保されるなど、三重県北勢・中勢地域の地域経済、社会活動の支援、発展に寄与します。

続いて、２つ目の整備効果です。

北勢バイパスの整備により、南北軸のダブルネットワークが構築されます。

国道１号、国道２３号からバイパスへ通過交通の転換が行われ、交通が分散されることで、渋滞緩和や事故減少が期待されます。

３つ目の整備効果です。

北勢バイパスの整備により、沿岸部の津波浸水区域を回避するルートが確保されます。

南海トラフ地震などの災害時には、防災拠点の連絡、道路啓開ルートの形成など、リダンダンシー、つまり代替機能を確保します。

このような効果が期待される中、北勢圏域周辺の新たなネットワークを構成する道路の整備状況について、説明いたします。

まず、水色で示しております、左側における中勢バイパスについてですが、松阪市小津町の国道２３号から、鈴鹿市の北玉垣町に至る全長３３．８キロメートルが暫定２車線で開通しております。

そして、今回計画変更の対象となる北勢バイパスの整備状況ですが、ピンクの実線の部分、川越町から四日市市の市道日永八郷線に至るまでが平成２６年度までに開通しております。

また、ピンクの破線で示すもののうち、市道日永八郷線から国道４７７号バイパスまでの区間では、現在工事が進められており、令和７年３月１６日に開通予定となっております。

す。

その先、赤の太い破線で示しております、国道４７７号バイパスから国道１号までの区間につきましては、今回、都市計画の変更を行う区間となります。

この区間は、北勢バイパス３工区として、現在、現地の測量や地質調査等により、整備に向けた検討や設計が進められております。

そして、図面中央やや左寄りのピンクの破線部分で示しております、国道１号から中勢バイパスまでの延長約７．５キロメートルの区間が、令和２年度に鈴鹿四日市道路として事業化された区間となります。

では、今回、都市計画の変更を行う北勢バイパス３工区について、上空から撮影した航空写真で位置関係をお示しします。

これは、起点側から南方向に撮影した航空写真です。

下が北側で上が南側となっております。赤の破線が北勢バイパス３工区です。

北勢バイパス３工区が開通すると、写真下側の北勢バイパス２工区や国道４７７号とのネットワークが形成されます。

こちらは南側から北方向を望んだものです。

写真の下部にあります接続先の国道１号、上部にあります内部川などの位置関係が分かるかと思います。

続きまして、今回都市計画の変更を行う北勢バイパス３工区の概要について説明いたします。

図面の方角はおおむね、向かって右側が北、左側が南でございます。

北勢バイパス３工区は、曾井町の国道４７７号バイパスから、采女町の国道１号に至る路線となっております。

区間延長は８．４キロメートルで、構造形式は、青線がかさ上げ式、いわゆる高架構造であり、赤線が地表式、緑色が掘り割り式であり、オレンジ色が地下式を示しております。

次に、北勢バイパス標準断面の概要となります。

まず、左上の地表式については、盛土・切土構造であり、幅３．５メートルの車道が片側２車線で計４車線となり、それぞれ幅３．５メートルの歩道を車道の外側に整備します。

その下の地下式はトンネル構造であり、幅３．５メートルの車道が片側２車線で計４車

線となり、歩道については地表部の市道沿いに幅 3.5 メートルで整備されます。

右側のかさ上げ式は高架構造であり、幅員構成は地表式と同じです。

下の掘り割り式は、両側が切土構造であり、道路面との高低差が 5 メートル以上ある区間で、幅員構成は地表式と同じです。

それでは、都市計画道路としての変更の概要を説明いたします。

大きく 4 点の変更がございます。

1 点目は本線構造の変更であり、三滝台地区におきまして、構造形式を掘り割り式から地下式に変更を行います。

2 点目は本線との交差方法の変更であり、2 か所の交差点において交差方法の変更を行います。

3 点目は区域の変更であり、都市計画決定時以降に実施した調査結果による構造の変更や最新の道路構造令に基づき、中央帯や路肩といった部分の幅員の変更を行います。

4 点目は本線整備に伴う関連道路の交通動線の変更であり、本線整備に伴う関連道路の交通動線について、安全性や利便性に配慮するよう変更を行います。

次に、先ほど申し上げました変更の概要についてのイメージ図となります。

議案書では、5 ページから 8 ページに、こちらに対応した計画図がございます。

図面の方角は、向かって右側が北、左側が南となります。

画面の上が変更前、下が変更後の図面となります。

下の変更の図面をご覧ください。

変更内容は、①本線構造の変更、②本線との交差方法の変更が 2 か所、③の 1、のり面勾配の変更、③の 2、橋梁前後取付け部の構造の変更が 2 か所、③の 3、幅員の変更、④関連道路の交差動線の変更となっております。

まず、1 点目の本体構造の変更について説明いたします。

図面の方角は、先ほどとは反対に、右側が南、左側が北となります。

こちらの黄色の線は変更前、赤色の線は変更後でございます。

都市計画道路の構造について、周辺の住環境に配慮し、変更区間 420 メートルにおきまして、掘り割り式から地下式に変更となりました。

次に、構造が変更された部分の横断図面を表示します。

上が変更前で下が変更後となります。

平成 2 年 12 月の都市計画決定時点では、川島地区の構造形式は掘り割り構造で計画決

定されていましたが、周辺環境に配慮し、自動車交通による騒音や振動の低減が期待できる地下式、いわゆる函渠の構造形式に変更するとともに、中心線形を変更し、近接家屋からの離隔を確保しました。

次に、２点目の本線とのアクセス方法の変更です。

変更前は平面交差の計画としていましたが、北勢バイパスと交差する市道川島松本線は地域の生活道路であるため、市道が北勢バイパスの下を通る立体交差の計画とすることにより、北勢バイパスから市道へ乗り入れしないよう、設計の見直しを行いました。

また、北勢バイパスと県道水沢本町采女線が接続するこちらの交差点では、車両交通の円滑な処理を目的とした交差点解析の結果、平面交差でも安全に交通処理ができることが判明し、立体交差から平面交差に計画の変更を行いました。

続いて、３点目の１つ目、のり面勾配の変更に伴う区域の変更について説明します。

黄色の線は変更前、赤色の線は変更後でございます。

地質調査等の結果、図面の点線で囲った部分において、実質に応じたのり面勾配に変更したことにより、区域が変更となっております。

次に、地山を切った切土部の断面になります。

平成２年１２月の都市計画決定時は、土質を軟岩相当と想定し、１対１．０の勾配で計画していましたが、地質調査により、土質が土砂相当と判明したため、切土勾配を１対１．２に見直しました。

次に、３点目の２つ目、橋梁取付け部の構造に伴う区域の変更について説明します。

黄色の線は変更前、赤色の線は変更後でございます。

変更箇所は図面青の点線で囲った部分で、測量調査や設計比較検討により、経済性、施工性を考慮し、構造形式を橋梁構造から盛土構造に変更したことにより区域が変更となっております。

こちらは、先ほどお示しした、天白川付近の変更箇所における断面でございます。

また、都市計画決定時以降に実施した測量調査や設計の比較検討により、天白川を渡る部分のみを橋梁構造とし、その前後の取付け部は下側の盛土構造に見直しました。

次に、３点目の３つ目、幅員の変更でございます。

平成２年１２月の都市計画決定時の幅員は、昭和５８年度の道路構造令に規定される幅員により計画されていましたが、令和３年３月に改定された最新の道路構造令に基づく幅員に計画を見直しました。

その結果、車道の間にある中央帯では１．０メートルから下側の１．２５メートル、車道と歩道の間にある路肩では１．５メートルから１．２５メートル、歩道では３．０メートルから３．５メートルへとそれぞれ幅員の変更が生じ、道路全体の幅員も２５．０メートルから２５．２５メートルへと変更が必要となりました。

最後に、４点目の本線整備に伴う関連道路の交通動線の変更について説明いたします。

今回変更する都市計画を決定する区域は、北勢バイパス本線、ランプ、歩道及びそれに附帯するのり面等であります。

こちらの説明内容につきましては、この区域の範囲外を含む内容ではございますが、後ほど御説明する意見書の要旨に関連いたしますので説明させていただきます。

こちらの図は、北勢バイパスが国道４７７号や近鉄湯の山線と交差する付近の平面図を新旧で対照表示しております。

左が変更前で右が変更後でございます。

変更前は、北勢バイパス付近にある国道４７７号の交差点が５か所であることや、側道は近鉄湯の山線を横断できない計画となっていました。

このため、変更後のように既存道路を活用して国道４７７号との交差点を３か所に集約し、国道４７７号の交通事故の減少や交通流の円滑化につながる計画としました。

また、近鉄湯の山線及び松本街道と立体交差する新設市道を本線東側に設置し、地域内のアクセス性向上につながる計画としました。

続いて、こうした変更内容について、新旧対照表への反映について説明させていただきます。

議案書では２ページに新旧対照表がございます。

都市計画道路は、延長、構造形式、車線数、幅員などを定めることとなっております。

まず赤枠についてですが、本線構造の変更による赤枠のとおり、掘削式から地下式への変更や、中心線形の変更による幅員の変更が生じております。

青枠については、最新の道路構造令に規定される幅員に見直したことに伴い、今回、都市計画の変更区間である北勢バイパス３工区において、幅員が全線で変更されております。

さらに、緑の枠については、測量調査や設計検討により、橋梁前後の取付け部を盛土構造に見直したことなどに伴い、地表式構造の延長が増えております。

最後に、本議案の変更案の縦覧結果について説明いたします。

議案書の４４ページを御覧ください。

令和６年１０月２日から１０月９日にかけて、北勢バイパス３工区が通る、神前、川島、四郷、小山田、内部の５地区において住民に説明を行い、延べ４５６名の方に参加いただきました。

その後、令和６年１２月１３日から１２月２７日にかけて変更案の縦覧を行い、縦覧者数は３４名、意見書の提出は４通、９件という結果でした。

意見書における意見の項目は主に①から③までのものとなっておりますが、意見の内容及び意見に対する考え方は、お手元の関連資料１ページから６ページのとおりとなっております。

今回、案の縦覧において４通の意見書をいただきましたが、こちらは、意見書の内容と、意見に関する考え方の要旨となります。

左にいただいた意見、右に意見に関する考え方を記載しております。

関連資料の１ページをご覧ください。

１つ目、北勢バイパス本線に関することとして、四日市市の景観資源である鹿化川桜並木や三滝川の河川景観等を守るため、鹿化川の橋梁の橋桁と欄干を薄く低くするなどといった意見をいただいております。

こちらに関する考え方としては、北勢バイパス高架部の構造については、経済性や施工性等を鑑み計画しておりますが、今後も関係法令等を踏まえ、景観に配慮した計画となるよう検討してまいります。

２つ目、都市計画決定の手続に関することとして、国、県、市は、北勢バイパス側道の形状について、地域住民と協議を重ねたとしているが、実際には、意見交換や具体的な回答がなく、地域合意も得られていない、側道の道路線形には地域合意がなく、公開の場での市民討論を欠いている、本意見書の内容を都市計画審議会ですべて議論するよう求めるなどの意見となっております。

こちらに関する考え方としては、都市計画原案の作成に当たっては、住民の方々から広く意見をお伺いするため、川島地区連合自治会長や川島地区役員などで構成されます北勢バイパス建設に伴う協議委員会のほか、各自治会の役員や地域住民まで展開し検討を進めてきており、この過程では、本線だけでなく、側道を含めた関連道路の計画についても、協議、検討を進めております。

また、令和６年１０月２日から５日間にわたり、関係住民等を対象に説明会を開催し、

広く意見をいただく機会を設けております。

今後も、事業を進めるに当たり、引き続き、丁寧な説明と意見交換に努めてまいります。

3 つ目です。関連資料の 2 ページを御覧ください。

北勢バイパス本線以外に関することとしまして、関連資料の左の番号では 8 の 1 から 4 ページの 8 の 5 までになります。北勢バイパス側道について、北勢バイパス本線から国道 477 号にアクセスする交差部の形状や、現計画案の側道では南北方向の通過交通の削減や安全対策は困難であることなどについて述べられており、対案として、関連資料では 4 ページ、左の番号 9 の 1 から 6 ページの 9 の 6 までになりますが、松本街道から近鉄湯の山線までの区間で側道を北勢バイパスのランプに接続させることで、国道 477 号への新たな交差点が 1 か所に限定され、安全かつ迅速な交通が確保される、また、市道小生川島線を側道として三滝台南側の土地改良区東西道路まで延伸させることで、通過交通対策のほか、通学路や緊急輸送道路としても機能させるとの提案をいただいております。

こちらに関する考え方としては、こうした都市計画案の修正を求める対案では、川島地区への物理的な距離の短縮が認められるものの、関連道路をランプに合流させる場合、ランプに対し、本線及び関連道路の両側から同時合流が可能な形態となり、交通がふくそうすることや、視認性等の安全性の確保に支障が生じるおそれがあります。

また、側道の川島地区南側までの延伸については、周辺道路の安全性等を考慮し、これらへの接続をしない計画としております。

こうした側道や関連道路につきましては、今後も引き続き、今後の詳細設計等で関係機関との協議を踏まえ、分かりやすく効率的で円滑な交通処理を検討するとともに、協議委員会や各自治会などへの丁寧な説明と意見交換に努めてまいります。

以上が意見の内容と意見に対する考え方となります。

なお、これらの意見については、今後本市としても、自治会や住民との協議に積極的に協力していく予定です。

最後に、本変更案に対する市の意見案については異存なしとさせていただいており、この意見案について御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

それでは、今、事務局から説明をいただきましたので、この第131号議案につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、挙手して発言のほうをお願いいたします。

【H委員】

今回、線形の変更、構造の変更に伴って道路区域が変わったということでございますが、側道はともあれ、たくさん地域の方々の意見が出てきておりますが、まず地権者さんからの反対の意見とかはなかったということではよろしかったでしょうか。

【事務局】

都市計画変更に伴って地元説明をしましたが、地権者からの反対はございませんでした。

【H委員】

今回新たに、その変更に伴って移転が必要となるような家屋あるいは施設等がありますでしょうか。

【事務局】

移転の伴う用地買収はあります。

【H委員】

それも説明された上で、説明会を開催する中で特に反対はなかったということでございますね。

【事務局】

ありませんでした。

【H委員】

分かりました。ありがとうございます。

【E委員】

先ほどの質問の内容に若干関連をさせていただきまして、地権者に対して説明会を地元で行ったという表現でいらしたんですが、そこには当該の立ち退きを伴う地権者さんはお見えになっていたのか、お見えになっていなかったけれども別の機会に説明したのか、そもそも説明が行き届いているのかという点について教えていただいてよろしいですか。

【事務局】

地権者の方はかなりいらっしゃるんですけど、地権者の方全ての方が出席したわけではありません。地元の方と接するなかで、全ての立ち退きを伴う方々に説明できているわけではないですが、事前に説明会の開催を実施する旨は全地権者の方に郵送しておりまして、そちらの方から、地元説明会には出席できないんですけど資料請求を望まれた方も多くいらっしゃったものですから、そういった方には資料提供させていただきましたが、バイパス事業に対する反対意見というのはございません。

【E 委員】

計画全体で見ると確かにたくさんおみえになると思うんですが、今回の計画変更に伴って新たに影響を受ける地権者というところについては説明会の中である程度進んだのか、まだまだ足りないようなのか。その地権者さんはそんなに多くはないですよ、今回の計画変更となった部分に限って言えば。そこに限って少しお話をいただくとありがたいんですが。

【事務局】

こちらも申出がないと意見というのを伺いできないのですが、今回の都市計画変更で新たに地権者になった方もいらっしゃると思います。そのような方からの反対は特にはないですが、意見の中で、今回の都市計画変更でかからなくなったら困るような意見もあった中で、そういった方々に対しては、今回の変更で都市計画変更にかからなくなったということはございませんという回答を返させていただいております。

【E 委員】

今後の進め方の中で漏れがあって、例えば自分は承知していなかったということが起こってしまいますと、後々計画の滞りが出てくる可能性もありますので、従前からの区域の部分についてはもう長いこと議論している話で、ある程度の方がご理解あるんだろうなというふうには僕も思っているんですけども、今回新たに構造を変更したりすることによって、利益のもろもろのことが出てくる、損も含めて出てくる方たちについては、ピックアップできない量ではないんじゃないかなというふうに拝察します。説明が行き届いていないと思われるところについては、例えば、あなたの土地、今回かかりましたよという通達をしたというわけじゃないと思うんですね、変更が出てきたので周辺の方は特に参加をしてくださいねという程度の触れ文じゃないかなというふうに想像しておりますので、今回の変更により、新たに土地に該当した場合にはやっぱり伝えていってあげたほうが後々

スムーズなのかなと思い、このような質問をさせていただきました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。今後とも、そういった方々もみえますので、丁寧な説明をしながら交渉を進めていきたいと思います。

【E 委員】

今回、計画の変更に伴って私、一生懸命聞いていたんですけれども、いまいち分かっていないところがありまして、立体の予定から平面になったところというのは何か所あるんですでしたっけ。

【事務局】

立体の予定が平面になったというのは1 か所ですね。

【E 委員】

中勢バイパスなんか見ていると、平面でタッチしているところで渋滞が発生しているという事例が、私も時折使って、やっぱりここ、詰まるよなというのを感じているんですが、説明の中では平面にしても十分に交通の量は確保できるということでしたんですが、若干そのところに、私、交通の科学的なことがよく分かっていけませんので、やっぱり、ここ、平面じゃないほうがよかったよなというふうに後々思うようなことはないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

【事務局】

現時点ではそのとおりです。

【H 委員】

側道に関しましては都市計画決定とは別案件だと思います。今回、都市計画決定の範囲についての審議とは思いつつ、接続部分も含めて関連するかと思いますので、まず、その側道の整備に関しては、これはどこの事業でございますか。市の事業でよろしいですか。

【事務局】

側道の管理、整備をどちらがするかというところでご質問いただいたと思います。性質によるんですが、本道に接するような側道については国のほうでやっていただくような場所がございます。さらに、本道から離れていくような側道がございますが、そちらについては市のほうで整備をする予定で考えてございます。

【H委員】

その形状も含めてなんですが、その決定のプロセスというのはどういう段階でどのように決まっていますか。

【事務局】

決定のプロセスでございますが、過去からちょっと遡って申し上げますと、大分長い間、何回かにわたって説明会や協議会などで議論がされております。

それで、今回、あくまで都市計画の決定、変更するのは、北勢バイパス本道というところでして、側道については、今、なるべく皆さんの意見を聞いてきた中で、よりよい案ということで示させていただいてはおるんですが、実際には、いろいろ説明会を開く中で、さらなる意見もいただいているところでございます。

今後についても、そういった意見を参考とさせていただきながら、検討を進めてまいりたいとは考えてございます。

いつ決定するかというところについては、時期としては未定でございますが、今後引き続き検討してまいりたい、協議してまいりたいというところでございます。

【H委員】

分かりました。

ということで、今回、北勢バイパスの線形変更、構造変更、それに伴って範囲も変わってきますが、その都市計画決定までで、それに接続する道路等々の、位置も形状も含めてですが、それはまだ今後検討の余地があるという理解でよろしいですね。

【事務局】

おっしゃるとおりでございます。今まで検討してきた計画をベースとして、今後また検討を続けてまいりたいというところでございます。

【H委員】

了解しました。

あと、基本的にバイパスですので、バイパスというのは、基本的にはトラフィック機能を高めるものなんですね。ですから、できるだけアクセス機能は抑制すべきだと思います。

それから、やむを得ないんですけど、バイパスというのは本来は、周辺の土地利用とかも抑えるべきだと思います。なぜかといえば、当然その周辺に土地利用が進んでいくと、アクセスが増えて、交通量が増えて、当初の予定どおりの交通量以上の交通量が発

生して結局詰まってしまうんですね。実は土地利用と一体的にバイパスの整備を進めていく必要があります。これはまさに地元自治体の責務だと私は感じているんですが、現状はなかなか難しいんですけど、ぜひそういう方針で、このバイパスの機能が発揮できるような、側道も含めてなんですが、土地利用というのを一体的に考えていただければと思って、これは単なる意見でございます。

以上です。ありがとうございました。

【会長】

貴重な意見ありがとうございました。

ほかに意見がないようでしたら、第131号の議案の採決に入りたいと思います。

先ほども申し上げましたが、この第131号議案は、三重県が都市計画の決定権者であることから、四日市市への意見を求めている議案でございます。したがって、この市の意見案に関しまして、異存なしと答申することよろしいでしょうか。

【採決】

第131号議案 全員一致で「異存なし」

第132号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（日永地区）について 【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】
--

《議案説明》

【会長】

それでは、続きまして、第132号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（日永地区）につきまして、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第132号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（日永地区）決定案について説明させていただきます。

最初に、都市計画マスタープランの位置づけについて説明いたします。

お手元の第132号議案の関連資料1をご覧ください。

まず、赤枠で囲まれた本市の都市計画マスタープランは、黄色で示す全体構想と、緑色で示す地域・地区別構想の２つから構成されております。

全体構想は、市の総合計画等に即して、おおむね２０年後の市の将来像等の基準となるものです。

一方、本議案の地域・地区別構想は、全体構想の方針に即して、おおむね１０年間の地域づくりの計画を示したもので、右側のオレンジ色で示す、地域から市に提案された地区まちづくり構想を基に市が策定いたします。

この手続は、四日市市都市計画まちづくり条例に基づき、当該地区の方々と協議を行い決定案を作成し、縦覧を行った上、その決定案について当審議会の議を経て策定することになっており、今回、議案として審議いただくものであります。

画面のほうをご覧ください。

現在、２１地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する地域・地区別構想は、赤色となっている１８地区で策定済みで、青枠で囲ってある今回の日永地区が１９地区目となります。黄色の四郷地区につきましては、四郷地域、高花平小林町地域、笹川地域の３連合自治会がある中で、現在、笹川地域において検討が行われており、四郷地域においても、検討組織の設立に向け、現在調整を進めていただいております。

それでは、日永地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）決定案の内容について説明いたします。

決定案の策定に当たっては、日永地区まちづくり構想を推進する日永地区まちづくり構想推進委員会において議論を重ね、６回の委員会を経て、地域の皆様とつくり上げた内容となっております。

議案書をご覧ください、表紙２枚をめくって、はじめにのページをご覧ください。

上段では、全体構想における考え方等を記載しております。

下段では、この日永地区都市計画マスタープランが、全体構想に基づくまちづくりのアクションプランとなるものなどを記載しております。

次に、右ページの目次をご覧ください。

本案は、第１章、日永地区の特徴から、終わりに、日永地区のまちづくりに向けての構成となります。

議案書１ページをご覧ください。

第１章、日永地区の特徴として、本市の南部に位置し、江戸時代に東海道が整備され、

伊勢神宮への分岐点として日永の追分が置かれ街道が発達し、町並みが形成されていきました。

現在は、幹線道路沿道等に商業施設や医療施設、住宅が立地し、農地も点在しており、良好な都市環境が形成されております。

公共交通機関は、四日市あすなろう鉄道やＪＲ関西本線、三重交通バスも複数の路線があり、交通網が充実しております。

こうした利便性に加え、南部丘陵公園や中央緑地など大型の公園、緑地が点在しており、レクリエーション、憩いの場として地区の魅力となっております。

今後、こうした魅力ある地区を、次の世代にも引き継いでいけるよう、地区ならではの歴史を大切に、豊かな緑を生かした環境調和型のまちを目指すとともに、人と人とのつながりを再構築して、その触れ合いの中で安心して暮らせる相互信頼のまちづくりを進めることが求められております。

議案書の２ページをご覧ください。

第２章、まちづくりの基本的方向については、日永地区まちづくり構想を踏まえており、第１３２号議案関連資料２のほうを参照願います。

日永地区まちづくり構想では、左側の青囲みに記載のとおり、地区の将来像を「東海道 人と人を結ぶまち 日永」と定め、中央には、地区のまちづくりの基本目標として、歴史、文化、風景を伝えるまちづくりから、災害に強く、安全な暮らしを守るまちづくりまでの、４つの地区づくりの基本目標を定めております。

議案書の２ページに戻っていただきまして、この構想を踏まえ、地域・地区別構想の基本的な方向を「東海道 人と人を結ぶまち 日永」とし、この基本的な方向を実現する３つの柱として、「Ⅰ 地域の魅力を活かしたまちづくり」、「Ⅱ 快適で住みやすいまちづくり」、「Ⅲ 安心・安全な暮らしを支えるまちづくり」と定め、必要な施策、事業を展開していくこととしています。

続きまして、議案書の３ページから７ページまでが、第３章、日永地区のまちづくりへの取組となります。

まずは、まちづくり構想との関係について説明いたします。お手数をおかけしますが、再度お手元の１３２号議案関連資料２をご覧ください。

今回策定する地域・地区別構想は、まちづくり構想から都市整備や土地利用に関する内容を抽出し、今後おおむね１０年間に必要な施策を中心に、取組方針を位置づけていま

す。

例えば、資料の中央、基本目標 2 「緑の中に憩いとふれあいを生み出すまちづくり」、資料の右側、取組項目（１）公園・緑地の整備・充実は、都市整備に関する内容であるため、地域・地区別構想に記載しておりますが、基本目標 1 「歴史・文化・風景を伝えるまちづくり」の取組項目（１）歴史・文化の保全・継承は、歴史・文化分野に関する施策で、都市整備や土地利用に関する内容ではないため、地域・地区別構想には記載していません。

なお、このまちづくり構想については、提案時に関係部局へまちづくり構想の内容を伝えており、都市整備部内だけでなく、庁内全庁的に関係部署と情報共有を図っております。

それでは、日永地区のまちづくりの取組を説明させていただきます。議案書 3 ページへお戻りください。

各項目ごとに、地区のまちづくりの現状や課題、目標は上段の明朝体の部分で、取組の方針につきましては、下段のゴシック体の太文字の部分で記載しております。

まず、1 つ目の柱である「地域の魅力を活かしたまちづくり」につきましては、画面に表記されているとおり、2 つの項目について、それぞれ取組の方針を示しております。

（１）公園・緑地の整備と景観の保全は、魅力的な公園づくりや整った町並みの景観づくりを目指すための方針、（２）東海道の環境整備は、安全でにぎわいのある東海道の環境づくりを目指すための方針を記載しております。

1 つ目の公園・緑地の整備と景観の保全の取組の方針については、①南部丘陵公園における日永梅園の活動支援、インクルーシブな公園遊具の更新、南部丘陵公園を含む丘陵樹林地における自然的環境の保全、防災の視点を持った取組の推進等、以下 7 点を記載しております。

次に、議案書 4 ページの上段をご覧ください。

2 つ目の東海道の環境整備の取組の方針につきましては、東海道の歩行者安全対策の推進、交通量軽減のための対策を検討、以下 2 点、記載をしております。

続きまして、議案書の 4 ページ下段をご覧ください。

次は、2 つ目の柱である「快適で住みやすいまちづくり」となります。画面に表記されております 2 つの施策について、それぞれの取組の方針を示しております。

（１）公共交通の利便性向上と利用促進については、公共交通の維持に取り組み、地区

内の移動環境の向上を目指すための方針、(2) 空き家・空き地活用の推進については、空き家、空き地の活用による定住促進や高齢化対策、地域コミュニティの活性化を目指すための方針を記載しております。

1 つ目の公共交通の利便性向上と利用促進の取組の方針につきましては、JR 南四日市駅周辺環境整備の検討、以下 4 点の取組を記載しております。

続きまして、議案書 5 ページをご覧ください。

2 つ目の空き家・空き地活用の推進の取組の方針につきましては、空き家・空き地バンクによる活動支援等、以下 3 点を記載しております。

続きまして、議案書の 6 ページをご覧ください。

次は、3 つ目の柱である、「Ⅲ 安心・安全な暮らしを支えるまちづくり」となります。画面に表記されている 3 つの施策について、それぞれの取組の方針を示しております。

(1) 地区内道路の整備促進と安全確保については、生活道路等の安全対策を進め、誰もが安心・安全で快適な道路交通環境の整備を目指すための方針、(2) 河川などの安全性向上については、適切な河川管理や雨水対策の検討、実施を目指すための方針、(3) 災害に強いまちづくりの推進については、四日市市国土強靱化地域計画に基づく施策、事業を推進し、地域と災害に強いまちづくりを目指すための方針を記載しております。

議案書 6 ページの上段をご覧ください。

1 つ目の地区内道路の整備促進と安全確保の取組の方針については、幹線道路泊小古曽線の整備を推進、以下 3 点の取組を記載しております。

続きまして、議案書 6 ページの下段をご覧ください。

2 つ目の河川などの安全性向上の取組の方針については、天白川、鹿化川の河川改修及びしゅんせつ等の働きかけ等、以下 2 点を記載しております。

議案書 7 ページをご覧ください。

3 つ目の災害に強いまちづくりの推進の取組の方針につきましては、再掲となる、木造住宅の耐震補助制度による耐震・除却支援等、以下 6 点を記載しております。

議案書 8 ページをご覧ください。

こちらは、おおむね 10 年間に予定する地域整備の取組となっております。

左側は、今回策定する日永地区都市計画マスタープランに位置づけた事業概要を記載しており、右側は、このマスタープランの記載に関係する日永地区まちづくり構想の提案項

目を抜粋したものを記載しております。

9 ページから 11 ページにつきましても同様の記載となっております。

なお、今後これらの整備に関する予算確保に努めてまいります。

議案書 12 ページの構想図をご覧ください。

こちらは、各取組の方針の位置を図示しており、左上には凡例を記載しております。

一例として、緑色の着色部、南部丘陵公園に関する取組といたしまして、Ⅰ－（１）－①につきましては、議案書 3 ページの取組の方針の番号①を示しておるという図示になっております。

なお、地区全域が対象の取組につきましては、図のほうには記載はしておりません。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。

第 4 章、都市計画マスタープランの実現に向けてでは、「Ⅰ 多様な主体の参画と協働によるまちづくり」として、地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築など、「Ⅱ 継続的なフォローアップ」として、プランの進行管理や継続的なフォローアップなどを取組の方針として記載のほうをいたしております。

議案書の 14 ページをご覧ください。

終わりに、日永地区のまちづくりに向けてでは、日永地区まちづくり構想や日永地区都市計画マスタープランの実現に向けて、市の防災部局など、各担当部局をはじめ、関係機関と連携し、地区に寄り添いながら、取組を進める旨を記載しております。

最後に決定案の縦覧結果についてです。

関連資料 3 をご覧ください。

令和 6 年 11 月 28 日から令和 6 年 12 月 12 日まで、都市計画課及び日永地区市民センターにて決定案の縦覧を行いました。

意見提出者数は 1 名、意見提出件数が 2 件の御意見をいただきましたので、各内容を説明し、最後に市の考え方を説明いたします。

画面のほうをご覧ください。

こちらはいただいた意見書の内容と市の考え方のまとめとなります。左側にいただいた御意見、右側に市の考え方を記載しております。

1 つ目、緑化等の景観に関する御意見につきまして、市の考え方といたしましては、地域団体が行う緑化活動については、花と緑いっぱい事業などにより支援する旨を決定案のほうに記載しており、その中で対応させていただくとともに、街路樹につきましては、現

在、今後の在り方を検討することを目的に、現況把握調査を実施しております。また、地域が主体となって取り組む景観形成のルールづくりについて、必要に応じて専門家派遣など、支援する旨を記載しており、今後のまちづくりの中で地域と共に検討させていただきたいと考えております。

2つ目が、車での送迎等の様々なサービスを提供する地域団体の設立に関する御意見につきまして、市の考え方としては、日永地区には、高齢者の日頃の軽微なお困り事などに支援を行う住民主体サービス、サービスBを実施する団体が既にございます。日永地区では、まごころサポートという団体が活動しており、簡単な家事などに加え、移動に関する同行サービスなどを行い、地域における高齢者支援に貢献いただいております。なお、こうした福祉輸送との連携に関する取組につきましては、本決定案のほうにも記載しております。

なお、今回の意見書の内容と市の考え方につきましては、地区にも説明を行い、決定案の修正は行わないことで調整させていただいております。

説明は以上となります。

《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明いただいた132号議案につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、挙手して発言をお願いいたします。

お願いします。

【L委員】

3ページの取組の方針の①のところですが、最後のほうに、引き続き、自然的環境の保全に努めるとともに、防災の視点を持って取組に努めますって、こう軽く文章でまとめているだけで、7ページの災害に強いまちづくりの推進の中にはそういったことが一切触れられていない。だから、軽く、これから起こり得る防災の拠点施設として南部丘陵公園というのが①という構想図の中では示されているのかなというふうには感じたんですけど、そこらのところをもう少し詳しく教えてもらえないかなと思って、もっと重きものに、住民が避難するための施設等とか、そういったものを含めて意見を伺いたいなと。

【事務局】

今回、防災に関する取組を、議案書 3 ページ、公園・緑地の整備と景観の保全の取組の方針①の一番最後に記載させていただいたというところで質問いただいておりますが、委員にご指摘いただいたとおり、日永地区におかれましては、やはり防災機能の強化というのは 1 つ大きなテーマとして検討していただきました。やはり南海トラフ地震等の震災時に、南部丘陵公園が重要な避難先になるという意見、地域の方からいただいております、防災機能の強化に取り組んでほしいということを地域との協議の中でも意見はいただきました。

そういった中で、南部丘陵公園においては、やはり日永地区の皆さんとしては、日永地区をはじめ周辺地区の重要な防災の拠点といいますか、南海トラフ、津波等の地震で逃げる場所となるんじゃないかというような御意見もございましたので、我々としては、本来であれば、一番最後の、議案書 7 ページの災害に強いまちづくりの推進というところでも災害については位置づけてはいるんですが、この取組の方針、南部丘陵公園のところにおきまして、防災の視点を持った取組という記載を入れさせていただいたというところでございます。

あわせて、委員から、例えば防災施設というご意見もいただきましたが、やはり防災の施設となりますと、我々都市整備部だけでなく、防災部局との連携というのが必要になりますし、防災部局の施設として整備する場合は、都市整備部の取組として記載はできないというところはあったんですが、今回、地域の強い思いもございまして、例えば防災部局であったり、そういった取組と連携して都市整備部でやれることというところで防災の視点を持った取組という文書を入れさせていただくことで、少しでも地域の皆さんの意見に沿った整備、取組が進むよう、ここに記載を入れさせていただいたというところでございます。

【L 委員】

今お聞きしまして大体分かったんですけども、やっぱり地域の住民が安心して暮らせるまちづくり、そのための構想であるということから、やはり、危機管理と、いわゆる公園緑政課と、そういったところと連携を取っていいものを上げていっていただきたいなと思います。

【D 委員】

「安心・安全な暮らしを支えるまちづくり」の中で、(2)の河川などの安全性の向上というところで、河川のしゅんせつであるとか、こういうところはしっかりと働きかける

ということで、これでいいと思うんですけども、また、四日市市雨水管理総合計画に基づいて、六呂見の調整池、これは進んでいる事業なので、これはこれでいいんですけど、いわゆるＪＲよりも東のほうは六呂見の調整池で解消できる、ただ、しかしながら、ＪＲと国道１号、あすなろう、この付近の浸水対策というのも、日永地区で大きな課題ってなっていて、そういう中で、これ、総合的な治水対策を進めるというのが、ちょっと地元住民の方が遠慮されたのかなと。具体的にどこにどういう対策ができるというのが、市としても見通しが立たない状況だと思いますけれども、例えばあすなろうの線路が、ダムになってあそこの局所だけでも解消するとか、できるところをしっかりとやっていくような、もうちょっと、一歩踏み込んだ書きぶりのほうがいいのかなと思うんですが、地元の方はそういうふうに見えてみえるんだろうなと思うんですが、どうでしょうかね。

【事務局】

今、委員にご意見いただきました雨水排水対策につきましても、おっしゃられるとおり、地域との協議の中でも意見をいただきました。今回、取組の方針といたしまして、四日市市雨水管理総合計画に基づき、六呂見調整池の整備を進めますという形で記載を入れさせていただきました。

この内容につきましては、地域と決定案を協議するに当たりまして、やはり排水対策というのが大きなテーマになりまして、上下水道局を打合せの場にお呼びしまして、直接地域の方に説明いただきました。

その内容といたしましては、まず、今現在、六呂見調整池の整備というところは喫緊の課題ということで、まずはそちらに取り組むというところの回答と併せて、四日市市雨水管理総合計画の中に、おっしゃられるとおり日永地区につきましては幾多の水害というか浸水を経験しておりまして、六呂見調整池以外にも、やはり調整池等が必要というような取組を雨水管理総合計画に位置づけておりまして、まずは六呂見調整池の整備を進めるんですが、その後、引き続き日永地区内の雨水排水対策に取り組むということで、上下水道局のほうからも地域の皆さんには説明いただいたというところでございまして、本決定案につきましては、今後１０年の計画ということになりますので、当面見通しの立っておる六呂見調整池の整備を位置づけさせていただいたというところでございます。

【Ｄ委員】

１０年で見通せないという回答に聞こえるんですね。六呂見は今やっているののでできると。けれども、１０年の間に、１０年先の調整池ができるように、雨水対策のできる

ようなことを見通していくのが10年間かけて必要なんだろうなと思うと、推進を進めま
すというよりは、具体的に、次の新たな雨水対策機能を、具体性が出るような計画を進め
るとか、もうちょっと踏み込んだ表現がいいのかなと思います。これは意見です。

【L 委員】

関連で、鹿化川も2級河川なんですね。これ、県の管理になっていて、いわゆる大井の
川のところのしゅんせつというのはしますということで答えは聞いているんですけど
も、その原因である、近鉄線とJR線がちょうどひょうたんのくびれたような形で川をせ
き止めているので、なかなかそこが解決しない。

それとともに、やりますやりますって言っていて、鹿化川の護岸整備というのと、いわ
ゆる土砂のしゅんせつや木の伐採とか、そういうことがここ5年ぐらい全然進んでいない
というのが状況でして、地域の住民としては、浜田地区においても、それから日永地区に
おいても、雨水対策というような感じで心配をしているというのが現状で、やっぱり抜本
的な解決策を見つけていただきたいなというふうには思っております。

【事務局】

今、ご意見いただきました、天白川、鹿化川の河川改修の件でございますが、こちらに
ついては三重県の管理という形になりますので、四日市建設事務所等と私ども、協議のほ
うを進めてまいりました。

ご指摘のとおり、鉄道部というのが、やはり上にもう鉄道が通っておるので、その高さ
を変えられないというところから、そこの護岸の改修ができないというところは確かに現
状としてあろうかと思えます。

ただ、今、三重県が進めている事業としては、最下流部、天白川と鹿化川が合流して大
井の川という河川になるんですけども、その大井の川のしゅんせつということで、要
は、浸水対策として、川の断面、水が流れる量を確保するよう、今まで鉄道部の高さがな
かなか解消できないという状況がある中で、最下流部の土砂を取ることで、川の断面を下
にさらに深くして断面を確保するというようなしゅんせつ事業を、今、四日市建設事務
所のほうで鋭意取り組んでいただいているというふうに聞いております。

今後、最下流の大井の川から上流に向かって、このようなしゅんせつの事業というのを
継続されるということで、抜本的な護岸の改修というよりは、しっかりその断面を確保す
るというところで、今、三重県で取り組んでいただいておりますというところで聞いており
ますので、我々としても引き続き、しっかり三重県さんのほうに、地域の皆さんと共に要望

等で、今後、早期実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

【G 委員】

1 点お尋ねしたいんですけれども、四日市市さんの場合は、都市計画まちづくり条例で地区まちづくり構想をつくって、それを基にしてマスタープランの地域・地区別構想に持っていくという、こういう構造だと思うんですけれども、地区まちづくり構想をつくったものを、そのまま地域・地区別構想としてこうやって上がってくるのか、地区まちづくり構想から、地域・地区別構想を都市計画に位置づけるときに、変更というか、行政のほうでモディファイするとかということがあるのか、その辺り、どういうふうになっているのかというのを少しお尋ねしたいんですけれども。

【事務局】

まちづくりにつきましては、委員ご指摘のとおり、本市では都市計画まちづくり条例という条例を定めておりまして、その中で、まちづくり構想、地域・地区別構想というものを位置づけております。

まちづくり構想は地域住民が主体となって策定する計画、それを踏まえて、行政計画として地域・地区別構想を策定するという、委員ご説明のとおりの流れとなっております。

例えば、そのまちづくり構想の中から全て地域・地区別構想に反映するのかというところでございますが、例えば行政の計画として位置づけるようなものもございます、まちづくり構想には記載はないんですが、例えば議案書の3ページの公園関係の記載の取組の方針③でございます、都市計画墓園である泊山墓地について、墓地需要などに合わせて見直しに取り組みますという記載がございます。こちらについては、行政の主体的な取組といたしまして、この泊山墓地は長期未整備の都市計画施設として、今現在、まだ都市計画施設として位置づけられておりまして、やはり、現在の社会情勢であったり墓地需要、こちらを踏まえて見直しの検討が必要と市のほうで考えておりまして、こういった市発意での取組というのも記載のほうをいたしておるという状況でございます。

一方で、まちづくり構想に記載がある内容で地域・地区別構想に記載がないという取組もあったりはするということもございます。

【G 委員】

ありがとうございます。

それで、私の感想というか意見もあるんですけれども、ボトムアップ型でこうやっていらっしゃるの、かなり具体的な事業というか今後やるべき具体的な内容が非常に細かく

入っている点がすごくメリットというかいいいところだと思うんですけども、一方で、通常のトップダウンでつくるマスタープランの地域別構想というのは、まず最初に、土地利用の構想というかゾーニングを基にした将来のイメージ図を描いているんですね。そういう視点で見ると、四日市の場合はそういう記載がほとんどなくて、多分日永地区は、少なくとも用途地域の指定から見るとかなりの部分が準工業とか工業地域に指定されているので、立地適正化計画の関連というのは書かないまでも、住と工の混合の市街地像をどういうふうこれから収めていくのかみたいな視点がやっぱりベースとしてあると思うので、そういうのが何かあったほうがいいのかないかなというような印象を非常に強く受けましたというところですね。

プラス、そういうのに加えてここで書かれているような具体的な事業が乗ると非常に分かりやすいんじゃないかというような印象を持ちましたということで、これは意見でございますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

委員からいただきましたご意見ですが、今回の議案書の表紙と決定案の表紙、2ページめくっていただいて、裏面のところに、はじめにという項目がございます、こちらの下段、日永地区都市計画マスタープランとはというところで、本市の都市計画の基本的な方針である全体構想に基づく、日永地区におけるまちづくりのアクションプランとなるものということで、大きな考え方というところは全体構想に書かせていただいた上で、詳細な取組をこのアクションプランとして地域・地区別構想に位置づけているというところでございます。

ただ、委員におっしゃっていただいたとおり、そういった考え方というところ、もう少し記載をするなど、今後十分参考にさせていただいて、引き続き策定等取り組んでいきたいと考えております。

【H委員】

実は今の意見と私も同じ感想を持っておりまして、一般的には地区別構想というのはあくまでも構想ですので、本体のマスタープランを、それに基づいた中で、地区別の土地利用、施設整備等々を地区ごとにまとめていく、構想レベルにまとめていくというのが必要だと思っています。

ただ、先ほど説明があったように、四日市の場合はこれをアクションプランにしているということなので、ちょうどその間が抜けちゃっているんですよね。それはそれで1つの

特徴だと思いますのでよろしいかと思いますが、行く行くはその構想レベルの地区別構想というのがあってしかるべきだなというのはG委員と同じです、これは単に意見とさせていただきます。

一方で、アクションプランとして見ると、ごめんなさいね、中途半端だなと思っていて、これをアクションプランとして見ましょう、見るとすると、せめて、いつ何をやる、どこがやるというのがあるのがアクションプランだと思うんです。少なくともいつまでに何を整備しますよというのが書かれるはずなんです、それもないんですよね。だから、どっちつかずになってしまっているなということで、そうすると何が心配かということ、各地区でこのようなアクションプランをつくっていただいているんですが、その進捗管理ってどうされているんですかね。ひとまず質問で。

【会長】

それでは、事務局のほうから。後でまた、以前にも議論になったように、この進捗がどうなっているのか、またそれを時間の経過とともに説明していくというような約束になっていたと思うんですけれども、そういったことも含めて事務局のほうから発言のほうをお願いいたします。

【事務局】

地域・地区別構想の進捗管理ということでご意見をいただきました。

こちらについては、この後の報告事項でも改めて説明させていただきたいと考えております。

もともとこの地域・地区別構想がやはり都市計画審議会の議を経るものということでございますので、今回、策定時は議を経てというところで審議いただいておりますが、やはりその進捗管理についてもというところで、毎年、都市計画審議会の中で、この後の報告事項のほうでも改めてさせていただきたいというふうに考えております。

地域・地区別構想の進捗管理でございますが、毎年、各地区の取組状況の整理をかけております。未実施なのか実施中なのか実施済みなのか、実施中につきましては今どういう状況なのかというところを、各事業課に確認し、我々のほうでとりまとめをさせていただいているという状況でございます。

現状、都市計画課としては、進捗状況の管理というところは毎年しておるという状況ではございますが、やはりこれを地域の皆さんに還元するというところが、今の体制では少し不十分かなというところはございます。

地域の方から、今の状況を教えてほしいということで連絡いただいた際には、地域のほうに説明に行って今の状況を説明する、もしくは、地域・地区別構想に位置づけた取組というところで地域と調整中の事業も複数あり、その事業と併せて今現在の進捗状況を報告するということで、毎年、地域・地区別構想策定済みの全ての地区に説明をしているということではありませんが、適宜対応をさせていただいているというような状況でございます。

【H委員】

分かりました。それはよろしいと思うんですが、それが明文化されとか制度化されるというのが大事だと思いますので、マスタープラン本体のほうに、地区別構想のアクションプランについては毎年進行管理をするみたいなのを書いていただくとか、今書かれているのは13ページにマスタープランの進行管理としか書かれていないので、そこを、せっかくそうやってしっかりやられるなら明記されてもいいかなという気がいたしました。

それと、ついでなんですが、構成としてちょっと分かりにくいので、すみません、私の理解が不十分なのかもしれませんが、まず位置づけは、今後10年間の必要な施策を書きいただいていますよね。ということで、3ページからそれぞれの柱に対してどんな取組をやるかということで書きいただいていると理解しています。

これはこれで理解したんですが、ゴシックで書かれていますよね、一方で、8ページからまた表があって、ここにも今後おおむね10年間に予定する地域整備の取組という表題になっていて、左側はマスタープランの事業提案で、右側にまちづくり構想が書かれているんですが、この内容とその前までに書かれている内容の関係というのはどう理解したらよろしいんですか。ただ単にまちづくり構想との関係が分かるように整理いただいたという理解ですか。お願いします。

【事務局】

委員にご指摘いただきましたとおり、まちづくり構想を踏まえた記載になっているところをこの表の一覧で整理させていただいているという状況でございます。

【H委員】

再掲になっているわけですね。

アクションプランとしては、7ページまでがしっかり中身が書かれていて、あと関係だけをこのA3の横のところでまとめていただいている、さらにどの位置というのを12ペ

一でまた分かりやすく表現いただいていると、こういうふうに理解すればいいですね。
なるほど。

【事務局】

その通りです。

【H委員】

分かりました。一応了解いたしました。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

貴重な意見ありがとうございました。また参考にして事務局のほうで進めていただければと思います。

それでは、この第132号議案の採決に入らせていただきたいと思います。

本議案につきまして、原案どおり可決することによってよろしいでしょうか。

【採決】

第132号議案 全員一致で原案通り可決

その他報告事項

- ① 四日市市都市計画マスタープラン全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しについて
- ② 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について
- ③ 北勢バイパスの開通に伴うイベント等について

《資料説明》

【会長】

それでは、引き続き、その他の報告事項に移らせていただきます。

本日の報告事項は3件となっております。1件目は四日市市都市計画マスタープラン全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しについてということと、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況についてということが2件目、それから、3件

目は、北勢バイパスの開通に伴うイベント等について報告していただきます。

これにつきましては、一括して、3件まとめてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からお願いします。

【事務局】

報告事項1、四日市市都市計画マスタープラン全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しにつきまして、説明させていただきます。

初めに、2ページをご覧ください。

こちらでは、現行計画に示しております土地利用、都市基盤施設整備、また、自然や緑の保全・創出の各基本方針ごとの主な取組や評価、課題を表形式で記載しております。

ページ上部に総括として大きく3点まとめております。

まず、無秩序な市街化の抑制など、適正な土地利用誘導を図ってきたというところで、現行計画の策定から大きな土地利用の変化は見られないという点、また、中心市街地では、民間投資が進むなど、人口回帰に転じたほか、居住地では地域特性に応じた各取組を推進してきたという点、あと、市街化調整区域において既存集落の維持、再生に向けた取組を促進してきたというところでございます。

それぞれの方針についての細かいところにつきましては、また表のほうを見ていただければと思います。

続きまして、3ページをご覧ください。

今回、都市計画マスタープラン全体構想の見直しということで、総合計画の見直しに合わせてというところで、先ほどの2ページの現行計画の評価等を踏まえまして、基本的には現計画の考え方や基本方針等を継続しつつ、近年の社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行うという形で考えております。

見直しに当たっての視点としまして大きく3点ございます。

まずは災害リスクを踏まえた安心・安全なまちづくりというところで、当市は様々な災害リスクがございますけれども、これと臨海部から発展してきたという都市の成り立ちを踏まえた災害対応力のあるまちを目指すというところと、ハード・ソフト両面の取組をしっかりやっていくというところ、こういったところを視点として考えていきたいと考えております。

また、2点目、都市の魅力、活力の向上と持続可能なまちづくりということで、今現在

進めております中央通り再編等によるまちのにぎわいの創出や魅力の向上、また、居住地では既存ストック活用というところを基本としながら、生活利便性の高いまちを目指していくと。さらに、広域交通の利便性や土地利用状況を踏まえた新たな産業の誘致と、こういった点を考えてございます。

また、まちづくりと連携した、誰もが移動しやすい交通環境づくりということで、中心市街地を核にした住む場所、働く場所を結ぶ公共交通ネットワークの形成ですとか、公共交通、自転車、徒歩等の多様な交通手段の整備、また、渋滞も結構ある中で市民の暮らしや経済活動を支える道づくりといったところで、大きく3点を見直しの視点としてまとめてございます。

こうした見直しの視点や総合計画の中間見直しの内容、また、近年、策定、改定されております関係する計画、こういった内容を踏まえまして、ページの下部に見直しの方向性としてまとめてございます。

特に近年、大雨による自然災害の激甚化、頻発化といったところですよとか、南海トラフも切迫しているというところがございますので、まちづくりの基本的な考え方に、「安心・安全なまちづくり」といったところを新たに入れ込みながら、こうした方向性に基づきまして見直しの検討をこれから進めていくところでございます。

続いて4ページをご覧ください。立地適正化計画の評価でございます。

立地適正化計画は令和2年3月に策定をしておりますので、今回、計画策定からおおむね5年が経過するというところで計画の中間評価を行っております。

まず都市機能誘導につきまして、中央通り周辺で民間投資や都心居住が進んでいるというところ、ただ、一方で、目標として歩行者数を設定しておりますけれども、こちらについては、黄色のところ、実績値については目標値と乖離がございます。

これにつきましては、中央通りの再編事業がまだ工事途中段階であるというところですよとか、新型コロナの影響も想定されますので、今の目標値をそのままに目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、居住誘導につきましては、居住誘導区域外における届出も一定ございまして、誘導区域内の人口も一定減っているという部分はございますけれども、誘導区域の外よりは緩やかな状況というところでございます。

あと、目標として基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率を設定しておりますけれども、こちらにつきましては、一番下の部分にございますが、実績値としては策定時62.8%が

現在63.1%ということで、上昇しているというようなところでございます。

この人口動向につきましては、平成27年から令和2年の人口動向を基にしておりまして、立地適正化計画策定前のものということにはなってくるんですけども、引き続き、今後の動向を注視しながら、現行計画に位置づけた取組を推進していきたいというふうに考えてございます。

続いて5ページをご覧ください。立地適正化計画の見直しの方向性でございます。

現行計画の評価などを踏まえまして、立地適正化計画につきまして、基本的には現行計画の内容を見直さないというところで、今のものをしっかりとやっていくというところでございます。

ただ、一方で、法改正等がございまして、対応が必要な箇所というものがございしますので、そのために必要な見直しをやっていくというのが立地適正化計画の基本的な考え方になります。

特に、法改正等への対応1というところを書いてございます、都市再生特別措置法の令和2年9月施行によるものというところで、居住誘導区域内の安全対策というものを示す防災指針というものの作成が義務づけられましたので、こちらを策定して、現行計画に位置づけるといったところが重要なところでございます。

最後に見直しスケジュールです。

中間見直しがおおむね完了しました総合計画ですとか関連計画の内容等を踏まえまして、都市計画マスタープラン全体構想、また、立地適正化計画の見直し検討を進めてまいります。市民の方及び市議会、学識者の方ですとか関係団体等の意見も伺いながら、令和7年度中の改定を目指してまいります。

当面の予定としましては、令和7年3月、来月になってきますけれども、地域課題ヒアリングというものを実施する予定でございます。

具体的には、四日市市自治会連合会、6ブロック単位で今考えておるんですけども、こういったところですか、関係団体の方などに対しまして、土地利用ですとか、都市基盤施設整備などの都市計画に関連する意見等をお伺いし、いただいた意見等を参考にさせていただきながら、見直し案の検討を進めていって、その後、素案の意見募集ですとか、パブリックコメントといったところを経まして改定をしていきたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

【事務局】

続きまして、報告事項②四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について、報告させていただきます。

本件は、令和4年度第62回四日市市都市計画審議会において、委員より、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況の報告に関する意見をいただき、昨年度に引き続き、令和6年度の進捗状況について報告いたします。

お手元の資料、報告事項②四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況についての、こちら、表紙をめくっていただきまして、右下、16分の1ページ、上段の位置づけというところをご覧ください。

第132号議案で御説明いたしましたが、地域・地区別構想は、全体構想の方針に即して、おおむね10年間の地区ごとの土地利用や都市整備の計画を示したものです。

下段の取組状況をご覧ください。

市内における地域・地区別構想等の取組状況ですが、現在21地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する都市計画マスタープラン地域・地区別構想は、昨年度の常磐地区を含め18地区で策定済みで、本日の第132号議案の日永地区が19地区目となります。

なお、最下段、緑色着色部の右側、地域・地区別構想策定地区上記17地区、こちらの表記に誤りがありまして、正しくは上記18地区になりますので、恐れ入りますがこの場で訂正させていただきます。

次に、未策定の地区については順次策定を進めている状況であり、保々地区に関しては来年度の当審議会で議案として上げさせていただく予定で、現在、地区との調整を進めております。

続きまして、各地区における地域・地区別構想の進捗状況、今後の対応について報告いたします。

右下、16分の2ページをご覧ください。

こちらのページ以降では、地域・地区別構想の策定順で、18地区ごとに主な取組の内容及び進捗状況について整理しております。

表の横軸は、左側より、地区の名称、告示日、地域・地区別構想における地域整備の主な取組の項目及び概要を明記し、その右側の着色部には、地域整備の実施状況を明記しております。

地域整備の実施状況においては、未実施を黒字、実施中、実施済み赤字にて整理しております。

右側の欄は、実施内容や今後の対応などを記載しており、昨年度から、事業進捗に伴い記載内容を修正した箇所は、青字で下線を引いております。

今回の報告では、昨年度から事業進捗のあった取組内容の中で代表的な事例を説明させていただきます。

まずは、16分の3ページ、下段の楠地区をご覧ください。

項目欄の下から3番目のまちの拠点における利便性等の向上、続きまして、右側概要欄の1) 駅周辺整備に関する取組につきましては、実施内容欄に記載のとおり、令和5年度に北楠駅前の駐輪場や送迎スペース等の工事に着手し、今年度内に完了予定となっております。

次に、16分の5ページの海蔵地区をご覧ください。

こちらも、項目欄の上から3番目、公共交通の利便性向上と利用促進、右側概要欄の3) 阿倉川駅前広場整備について、実施内容欄に、こちらも記載のとおり、令和5年度に用地買収等を行い、今年度から駅前広場整備工事を実施しております。

これらの取組につきましては、公共交通ネットワークの維持を目的に駅周辺の整備等を進めており、引き続き、誰もが利用しやすい環境の構築に取り組んでまいります。

一方で、ソフト事業いたしまして、市街化調整区域における既存集落の維持、地域再生を図るため、空き家の利活用に関する取組も進めてまいりました。

16分の11ページ、水沢地区をご覧ください。

こちらも、項目欄の上から2番目の広々とした自然の中で過ごせる住環境づくり、右側概要欄の2) 既存集落の空き家の利活用についてという取組ですが、こちらも実施内容欄に記載のとおり、令和4年度から令和5年度にかけて、既存集落の維持・活性化（空き家の活用）ワークショップを開催し、令和5年3月に空き家の賃貸住宅利用、令和6年4月に空き家の地域資源を活用した店舗利用等が可能となる規制緩和を実施しました。

この取組については、16分の13ページの小山田地区においても同様の記載があり、2地区で検討を進めてまいりました。

このように、地域・地区別構想を策定済みの地区では、社会情勢の変化や地域との協議が調わないことから事業の実施に至っていないものもありますが、さきに述べましたようなハード・ソフト両面の多くの事業に取り組んでいる状況でございます。

今後は、地域・地区別構想策定後10年を経過した地区を中心に、地域・地区別構想の取組を地区と共有し、実施に至っていない取組につきましては、その要因や課題を検証し、地区に対して説明させていただくとともに、社会情勢や土地利用の変化、地区住民の意向も踏まえ、地区との協議に順次努めたいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

【事務局】

続きまして、その他報告、北勢バイパスの開通に伴うプレイベント等について報告をさせていただきます。

北勢バイパスについて、先ほども御説明がありましたが、現在整備が進められております市道日永八郷線から国道477号バイパス間について、令和7年3月16日日曜日に開通することが、先日1月17日金曜日に公表されました。

そこで、開通に先立ち、事業主体や工事に協力いただいた様々な方への感謝の意を込めるとともに、機運の醸成を図ることを目的として、どなたでも参加できる開通記念プレイベントを開催する運びとなりました。

お手元の資料、報告事項③北勢バイパスの開通に伴うプレイベント等についての2ページから5ページは先日の記者会見資料でございます。

初めに、2ページの1、イベント概要をご覧ください。

日時は令和7年3月1日土曜日の10時から15時で、今回の開通区間、延長4.1キロメートルを会場に実施します。

このプレイベントは、四日市市、鈴鹿市、菰野町、朝日町、川越町で構成する北勢バイパス建設促進期成同盟会が主催するものであり、この期成同盟会の会長は四日市市長が務めております。

次に、資料下段の2、イベント内容をご覧ください。

坂部トンネル南西口のメイン会場に設けられるステージ上では、資料に掲載のお二人をゲストに迎え、ラジオの公開収録や、出演ゲストによるトークショー、さらにミニライブなどを行います。

また、坂部トンネル内部では、スーパーカーや働く車などを並べるなど、楽しみながらトンネル内を歩ける空間をつくります。

そのほか、キッチンカーの出店や、シティプロモーション部や健康福祉部と連携した取組を予定しております。

続いて、3 ページの3、その他をご覧ください。

会場が道路ということもありますので、会場内には駐車場がございません。会場への移動については、近隣の公共施設などを臨時駐車場として借用しており、会場まで距離のある一部臨時駐車場からはシャトルバスによる運行を行います。

最後に、6 ページからをご覧ください。

こちらが今回のイベントチラシとなっており、昨日、市のホームページにおいても掲載を始めております。

本イベントは、開通前の道路を自由に歩ける機会となりますので、ぜひよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、事務局からの報告は以上となります。

《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

ただいま3つの報告事項がございましたが、質問、意見がございましたら挙手して発言をお願いいたします。

【H委員】

マスタープラン、地区別構想の進捗ということで、こういった形で毎年度報告いただくのはよろしいと思います。

あと、これを、先ほど地域の方々と共有と言われましたが、どういう形で地域の方々と共有されているのでしょうか。

【事務局】

地域の方々との共有の方法でございますが、地域・地区別構想を策定する際に、地域のまちづくり団体が窓口になっていただきまして地域・地区別構想を策定させていただいております。そのため、基本的には、その団体がしっかり活動をしている地区に関しましては、団体の委員全員に対して資料等を配付し、説明をさせていただくという状況でございます。

【H委員】

そうすると、その団体に所属しない方々は知り得ないということですか。

【事務局】

まちづくりの団体でございますが、主にその地域の主要な団体で構成いただいております。例えば連合自治会をはじめ、地区の社会福祉協議会、民生委員であったり、場合によってはPTA等もいたりというところで、その役員の方に出席していただいておりますところもありますので、必要に応じて地区の方から情報を下ろしていただくというようなことは、私どものほうからお願いしたりというところで周知を図っております。

【H委員】

ありがとうございます。

ちなみにすごくいい取組だと思っていまして、地域の方々がこのようなまちづくり構想から地区別構想をつくり上げていって、そしてこういうオフィシャルな計画として位置づけて、さらにアクションプランに基づいて整備していく、これ、やはり地域の方々に見ていただいて知っていただいて、さらに、自分たちで、自分たちの地区の都市計画、まちづくりを考えることができるんだということを認識いただくってすごい大事だと思うんですね。

ですから、必要に応じて言われましたが、できれば全地区で地区の住民の方々に広く知っていただく、計画と進捗管理を知っていただく、そういうような体制づくりを進めてもらうともっといいまちになっていくなという気がいたしました。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

さらに検討していただいて、また広く周知できるようにしていただきたいというふうに思います。

ほかには何か意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようでございますので、本日の都市計画審議会の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。

それでは、事務局にマイクのほうをお返しいたします。ありがとうございました。

【事務局】

会長ありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は本当に長時間にわたりまして、熱心な審議、様々なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回の都市計画審議会ですけれども、本年の夏頃、7月下旬か8月頃を予定しております。日程につきましてはまた改めて調整のほうをさせていただきます。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。

—— 了 ——

議事録への署名押印

委員名 _____ 印

委員名 _____ 印